

## 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

兵 庫 県 知 事 殿

令和 年 月 日

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録 第 号

所在地

電 話

建築士事務所の名称

開設者の氏名

印

事業年度 年 月 日～ 年 月 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

控えの必要のない方は1部、控えの必要な方は正副2部を持参又は郵送してください。

※ 副本を返送希望の場合返信用封筒を同封してください。



### 所属建築士名簿

氏名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別及 び管理建築 士である場 合にあって は、その旨	登録番号	登録を 受けた 都道府 県名 (二級 建築士 又は木 造建築 士の場 合)	建築士法 第22条 の2第1 号から第 3号まで に定める 講習のう ち直近の ものを受 けた年月 日	構造設計一 級建築士又 は設備設計 一級建築士 である場合 にあっては、 その旨	構造設計 一級建築 士証又設 備設計一 級建築士 証の交付 番号	建築士法 第22条の 2第4号 及び第5 号に定め る講習の うちそれ ぞれ直近 のものを 受けた年 月日
計		名		一級建築士		名	
				二級建築士		名	
				木造建築士		名	
				構造設計一級建築士		名	
				設備設計一級建築士		名	



